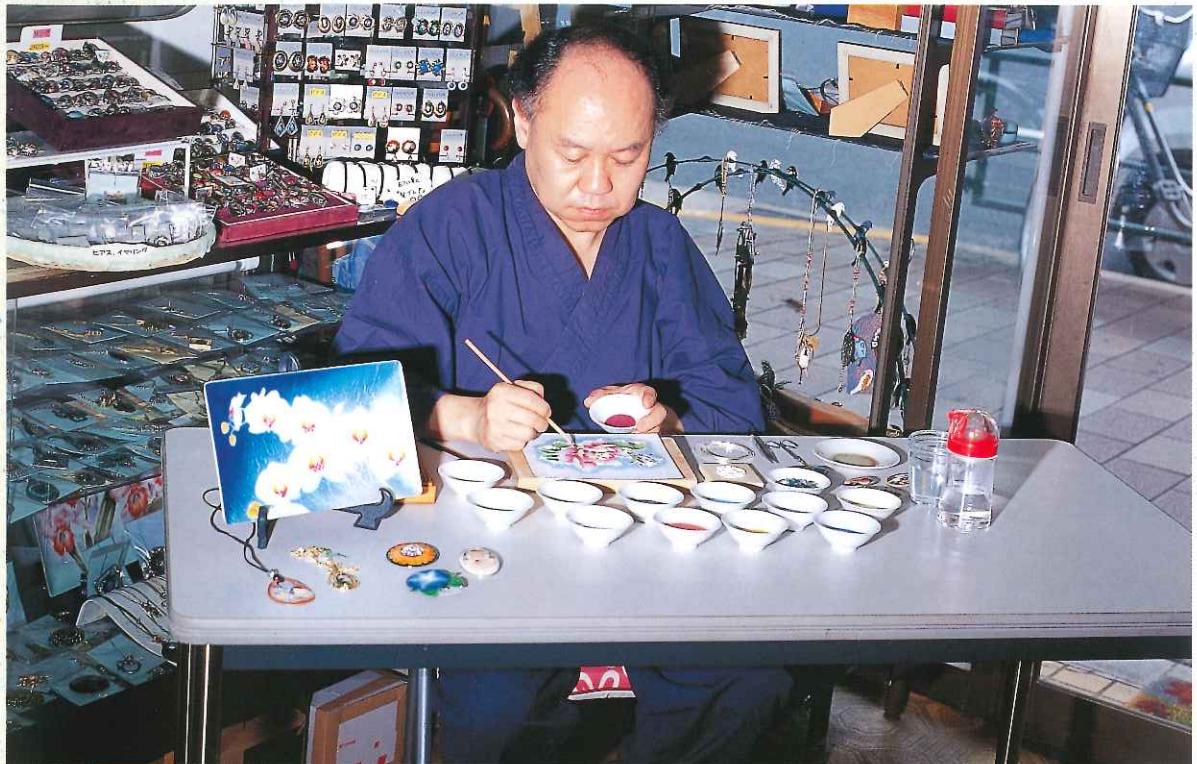




第 254 号



- 23年度国内処理施設見学研修会 「いわてクリーンセンター」や気仙沼視察
- 環境省、東京都の一廃焼却施設飛灰からの放射性セシウム検出で16都県に調査要請
- 24年度東京都予算等で各党への要望活動展開
- 多摩支部、株ミダックふじの宮を見学



社団法人 東京産業廃棄物協会

<目 次>

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2009~11年度 収集運搬業
(積替え保管を除く)
産廃エキスパート
認定番号1-09-A-0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート
ありあけこうぎょう 検索
認定番号1-09-C-0012 http://www.aknet.co.jp/ TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 EC04J0824 VTS030104 02021

有明興業株式会社
ARIAKE KOGYO CO., LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 EC04J0824 VTS030104 02021

TAKATOSHI

次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

●ISO14001 (認証取得:1999年5月)
●OHSAS18001 (認証取得:2003年10月)
●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
●電子マニフェストシステムへの積極的対応
●整備されたコンプライアンス体制
●徹底した情報公開

安心
迅速
確実
安全

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ
<http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 〒135-0064 東京都江東区青海三丁目地先 環境局 中防庁舎内

[国内処理施設見学研修会] 内容充実の2日間(23.9.30~10.1) *被災地支援を第一に考え、岩手県にある「いわてクリーンセンター」を35名が視察*	2
2日目は被災された現地、気仙沼周辺へ～参加者の目に映ったものは?～	
環境省、東京都の一廃焼却施設の飛灰から放射性セシウム検出のため16都県に調査要請	7
24年度東京都予算等で要望活動 高橋会長ら役員が自民、公明、民主の三党へ	8
[多摩支部だより] 産廃67種類もの許可を持つ(株)ミダックふじの宮を見学	10
医療廃棄物委員会、医療廃棄物の適正処理で勉強会 原田有害・医療廃棄物研究会理事を招きWDSの有効活用へ	12
[青年部だより] 第2回青年部会員会社のプレゼンテーション大会	13
[女性部だより] 前回と同様に勉強会を開き 部員の自己紹介と自社の事業案内	15
「時間がかかるても確認する時間は惜しまない」(付・参考資料) =適正処理のために、こんなヒヤリハットもあります=	16

寄稿・TTT会 「2011トライアスロン世界選手権シリーズ横浜大会」の参加報告	20
地球温暖化対策 新型天然ガスは真のエネルギー革命となるか	21
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part59	22
協会の主な今後の日程	23
新入会員紹介	23
委員会情報 (青年部、安全衛生推進委員会・安全衛生改善事業のご案内)	25
よろず相談 (欠格要件と許可取消要件の改正(2))	27
お江戸ぶらぶら歩る記	34
事務局便り・編集後記	36
表紙の言葉	24

国内処理施設見学研修会

内容充実の2日間 (23.9.30~10.1)

* *被災地支援を第一に考え、岩手県にある「いわてクリーンセンター」を35名が視察**
2日目は被災された現地、気仙沼周辺へ ~参加者の目に映ったものは?~

23年度の国内処理施設見学研修会は、北東北方面を目的地に23年9月30日から10月1日の2日間行われた。今回は往復とも東北新幹線での旅行となったが、往路は東京駅8時40分発のやまびこ53号で水沢江刺へ。バスにて移動し、奥州市江刺区内で昼食、視察研修先の「いわてクリーンセンター」へ。施設では古川所長ほか上山業務課長、及川主任らの温かい出迎えで施設の説明・見学を終え、一関市内の『ホテルルートイン一関インター』に旅装を解き、夕食会は「蔵元レストラン世嬉の一」にて行い、見学先の話題や会員相互の情報交換など、2次会を含め交歓の輪が広がり、有意義なひと時を過ごした。

2日目は秋晴れの中、当初の予定が変更され、まず被災地の気仙沼へ。その被害の状況に新たなショックを感じ、その中で必死に生き抜く現地の人々の氣概あふれる行動とその心根に触れ再び新たな感動をおぼえ、短い時間だったが参加者は現地を訪れて本当に良かったと話していた。続いて2時間近くを掛け予定通り中尊寺と毛越寺を訪れ、一ノ関駅からやまびこ62号で帰路についた。今回の研修旅行では施設見学もさることながら、ごく一部ではあるが、東日本大震災の被災地を垣間見て、参加者は新たな思いを胸に刻んだことだろう。

[1日目・施設見学]

出発当日の東京は、天気はよかったです、岩手に近づくにつれ雲行きが怪しくなり水沢江刺駅に着いたときは、小雨が降り出していた。昼食場所に行くためバスに乗り込んだが、昼食後再度バスに乗車するとき、ガイドさんが「私、雨女なんです」といったのには、「そんなことないですよ」と言おうと思ったが、「そうなのー」と言ってしまった。ガイドさんは、がっかりすることもなく大笑いしていました。

ガイドさんから米どころなどの案内もあったが、そうこうしているうちに、「いわてクリーンセンター」に到着した。山の中にあるが、清掃工場というイメージはまったくなく、おしゃれなツートンカラーの建物であった。

この施設は、昭和63年、公共関与による産業廃棄物処理施設整備方針の決定に基づくもので、平成3年に「財団法人クリーンいわて事業団」を設立、基本計画、環境影響調査に着手し都市計画決定等を経て、平成7年に処理施設が完成・事業を開始した。

廃棄物処理センターとして、国が指定したもので、第1号になっている。注目されたこともあり、視察者も平成8年には、1万人に達した。

平成12年には、受け入れ量として、10万トンを達成し、平成13年にはISO14001認証を取得している。

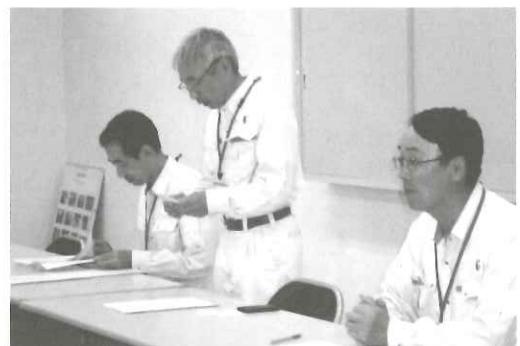
この施設のもう一つの特徴は、施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業の一環としてビオトープがある。近くで確認されている希少植物は、ヒメビシ、イトモ、ナガエミクリ、ミツガシワ等がある。自然との調和が保たれているかどうかの基準にもなっている。また、この施設は、いわて地球環境に優しい事業所として☆☆☆☆4ツ星の指定を受けている。

説明を受ける前、まず高橋会長のあいさつがあり、3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々へのお見舞いが述べられた。

また、今回の施設視察についても地元の対応などに多忙の中、快諾されたことへの感謝の意を表した。

施設側では、古川所長から歓迎のあいさつと被災県への暖かい支援への御礼が

あった。その後、上山業務課長、及川主任から施設概要、経費等の説明を受けたが、参加者は真剣に聞き入っていた。



古川所長の挨拶



高橋会長の挨拶



施設見学風景



「いわてクリーンセンター」前にて参加者全員

め立てが85%となっている。

最終処分場は、管理型で1期、2期に区分されている。現在は、1期が終了し2期処分場が平成21年から供用開始となっているが、A、B、Cの3区画となっており、そのうちのA区分が使用されていた。

埋め立て容量は、1期で50.3万m³、2期で72.7万m³となっている。

水処理施設は、処理能力では、1期で日量70m³、2期で日量150m³となっている。

特徴としては、アルカリ凝集沈殿槽、凝集膜ろ過水槽があるという話だった。魚が住める水質で全く問題ないが、近くの川に放流せずに、3キロほど離れた川まで管で引いているそうだ。

なんといっても米づくりという場所であり、きれいな水で育てているという印象を守ることが影響しているとのことだ

った。自然保護に対する地域住民の意識の高さがうかがえた。そのほか、防災調整池が設置されていた。

さらに、資源リサイクルの推進にも取り組んでおり、ごみ焼却の熱は回収されて、近くの「えさしクリーンパーク」のプール、浴場に利用し、地域住民の方に喜ばれているとのことだ。一般の方は、1日500円でプール、浴場のほか、テニスコート、ゲートボール、トレーニング室の利用ができるようになっている。

参加者会員の皆さん、「500円でゆっくりできるのは安くいいなあ」と口をそろえて言った後、「ここまで遠いなあ」とつぶやきが漏れていた。

施設で販売していた「卵めん」（「らんめん」というそうです。遡ると、らんはオランダの蘭からきているとのことです。）をここにしか売っていないと聞いて、多くの会員さんが買い求めてい

た。お味はいかかでしたか。

最後の最後まで、丁寧に上山業務課長にご案内頂いた。誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

夕食での懇親会も大いに盛り上がった。二次会への参加者も多く、話題が尽きなかった。

[2日目・気仙沼の感動]

前日の疲れも感じることなく、少しひんやりする秋晴れの中、朝8時に気仙沼に向けて出発した。国道284号線を東に走り、途中、道の駅「かわさき」に立ち寄り、取り立てのリンゴを試食して（買



「お魚いちば」での加藤支配人

った人もいますが）出発。

走ること1時間40分ほどで山をぬけて、海岸に近くなった途端、周辺の風景が一変した。なんとも言いようのない重苦しい感じに包まれた。家屋や事務所がなく、土台だけが残っていた。人影も少



—気仙沼の惨状の数々—



昼食後に中尊寺金色堂そばで

なく、漁業関係者が4～5人で船の中に入って修理をしているようだった。

その中で一つだけしっかりと建物が眼に留まった。そうである。テレビで放映された「お魚いちは」なのだ。支配人である加藤弘一さんにお話しさることが出来た。参加者皆さんのがじっと聞き入っていると、突然、加藤さんの話が止まり、しーんとなった。いろいろなことが走馬灯のように思い出されたのではないだろうか。しばらくして、「ごめんなさい」と言って、また、しっかりと口調で話された。

震災に遭われて1か月で売り場等の建物を復活させたという。経営者の早い判断があったからだと強調されていた。それは事実だと言えるのではないだろうか。その証拠に周辺は、壊れた家屋、建物などばかりで、信号機も動いていない。

やろうと思わなければ、できないということが、ひしひしと伝わってくる。加藤さんをとりまく仲間はやったのだ。なんと強い意思があるのだろうか。あれだけものすごい地震、津波にも負けないで、踏ん張って生きていく力強さはどこから来るのか、不思議である。多くの方々が尊い命を奪われ立ち直るのに時間が必要なはずなのに……。苦しい話をいやがらずにしていただき、厚く御礼と感謝を申し上げたい。

参加者の皆さんは勿論、協会の会員全員が力をあわせて復興に役立つような事業をしていくこう、と決意を新たにされたのではないだろうか。

大変有意義な、内容の充実した国内処理施設見学研修会であった。

(事務局長 井野記)

環境省、東京都の一廃焼却施設の飛灰から放射性セシウム検出のため16都県に調査要請

環境省より、(公社)全国産業廃棄物連合会宛て以下の情報提供がありましたので掲載します。

事務連絡
平成23年9月15日

(別記) 産業廃棄物行政主管部局御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

産業廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について

1. 産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査の結果

東京都の一般廃棄物焼却施設の飛灰から8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されたことを受けて、7月5日、「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について」を整理し、東北地方及び関東地方等の16都県に対して、産業廃棄物処理施設の焼却灰のサンプル調査を要請するとともに、当面の取扱いを示した。

上記の測定要請を受けて、16都県における焼却灰中の放射性セシウムの測定が実施されており、その結果を今般取りまとめた(別添資料は省略)。

2. 今後の対応

(1) 焼却灰等の埋立の促進

産業廃棄物処理施設において放射性物質が検出された焼却灰等の処分方法については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の場合には、平成23年8月31日付け「8,000Bq/kgを超えて100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」(環廃対発第110831001号、環廃産発第110831001号)に、また、8,000Bq/kg以下の焼却灰等の場合には、9月1日付け事務連絡「産業廃棄物処理施設における放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の処理について」にしたがい、適切に行っていただきたい。

(2) 産業廃棄物処理施設における放射性物質の測定

今回の先行調査で焼却灰から一定レベル(8,000Bq/kgの概ね8割程度)以上の放射性セシウムが検出された焼却施設及び16都県下における、今回の先行調査の対象にならなかつた産業廃棄物焼却施設のうち、屋外から流入する水が含まれる可能性のある汚泥や、屋外に置かれていた木くず、廃プラを処理する施設においては、国としても予算措置を講じたいと考えているが、当面、関係都県・政令市の負担により、焼却灰の測定を実施していただきたい。

また、環境省においても、今回の先行調査において焼却灰から8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された施設の追跡調査、及び他の類似施設の焼却灰についての調査を実施することとしており、関係都県・政令市におかれでは、事業者への働きかけなどについてご協力を願いとする。

以上

24年度東京都予算等で要望活動 高橋会長ら役員が自民、公明、民主の三党へ

(社)東京産業廃棄物協会は、高橋会長はじめ役員4名が参加し、さる平成23年9月6日(火)、東京都議会の民主党・同公明党に対し、また9月8日本には、同自由民主党に対し、平成24年度東京都予算等に関する要望活動を展開した。

要望内容は次の4点。

- 1 災害廃棄物処理支援事業の円滑実施
- 2 第三者評価制度の定着化について
- 3 再生碎石の活用による東京の高度防災都市化の推進
- 4 放射性廃棄物について

要望事項の全文は以下の通り。

要 望 事 項

一 災害廃棄物処理支援事業の円滑実施

東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理の支援については、被災地からの災害廃棄物の受入についての東京都の事業スキームが定まり、予算措置もなされ、再委託の容認など法制度上の措置も実現し、現在、基本協定等事業具体化に必要な作業が進められているところである。

今後、事業が円滑に進められるためには、被災地の県・市町村、受入施設側の地元区市町村・住民の理解と協力が不可欠である。災害廃棄物処理支援において、東京都並びに我々処理業者が一定の役割を円滑に果たしていくことができるよう、都議会議員各位の各方面にわたるご支援をお願いする。

二 第三者評価制度の定着化について

一昨年からスタートした東京都の第三者評価制度は、優良な処理業者が市場で正当な評価や理解を得るために仕組みとして、全国的にも注目されているところである。一方、国においては、平成23年4月から改正廃棄物処理法に基づく、優良業者認定制度（更新の許可期間をこれまでの5年を7年とする）が開始されている。このため、審査料が不要である国の制度の普及が都の第三者評価制度の定着に大きな影響を及ぼしかねない状況にある。

都の第三者評価制度がより充実した制度であることは明らかであるが、制度の定着を図るために、審査料の引き下げもさることながら、排出事業者に対する一層の周知と認定処理業者にとって明確なメリットやインセンティブが是非とも必要である。

排出事業者に対するより強力な働きかけを行うとともに、都（外郭団体を含む）が自ら、業務発注に際し、業者選定において認定処理業者が優先的に採用

されるような方策を講じることを強く要望する。

三 再生碎石の活用による東京の高度防災都市化の推進

高度成長期に建設された建築物等が更新期を迎える、解体工事等に伴う建設廃棄物は今後排出量が増加すると考えられる。しかし、コンクリートがらを原料に製造される再生碎石は、公共工事の激減などにより需要減退の傾向にある。

また、一部ではバージン材にこだわる発注元もある。このため、リサイクルの優等生と言われてきた再生碎石がその行き場を失い、滞貨が山となり、仮置き場もなく、関係者は苦慮している。

再生碎石の流れが滞ると、コンクリートがらの受け入れが困難となり、解体工事の進捗にも制約が生じ、建物の更新等の都市の再生にもブレーキがかかることになる。

こうした事態を避けるためにも、バージン材のリサイクル材への移行の推奨はもとより、一層間近になったとされる首都直下型地震などに備えた東京の高度防災都市化を急ぎ、再生碎石の需要先となる地盤のかさ上げなどを含む高潮・津波対策、液状化対策、道路・河川等のインフラの耐震・強化を直ちに進めるべきと考える。

東京の高度防災都市化を推進し、再生碎石の活用並びに円滑な都市の更新が図られるよう、強く要望する。

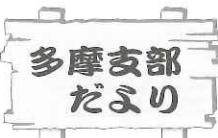
四 放射性廃棄物について

東京電力福島第一原発事故により、廃棄物に放射性物質が付着するケースが多く発生し、そのような廃棄物に対する廃棄物処理法の適用や安全確保などの取り扱いについて、産業廃棄物処理業者の間に戸惑いが生じている。また、処理業者の受入基準を緩和し、広く受け入れるようにとの排出事業者からの要望がある一方、処理物に放射性物質が付着していた場合、搬出先が確保できないという問題もある。

国は、法の適用について整理を行い法制度の見直しを行うとともに、必要な基準や、除去・処理の方法、責任の所在、とりわけ放射性物質に汚染された物の集積・処分先の確保を急ぐべきである。

三党合意による「放射性物質汚染対処特別措置法案」の報道もあるが、一日も早く制度と体制が整備され動き出すよう国に対し強く働きかけていただきたいと要望する。

なお、あらゆる分野で放射線量等の計測が必要になりつつあり、東京都においても中小企業団体による測定機器購入費の助成を開始しているが、事業者の団体である社団法人も助成の対象とされるよう要望する。あわせて、測定器に関する価格・性能等の信頼できる情報を都民に提供されるよう要望する。



産廃67種類もの許可を持つ (株)ミダックふじの宮を見学

開催日：9月9日（金）

企業名：株式会社ミダックふじの宮

住 所：静岡県富士宮市山宮3507-20

応対者：代表取締役社長 土井 政博 氏（写真右側）

取締役工場長 鈴木 清彦 氏（写真左側）

ハイライト：

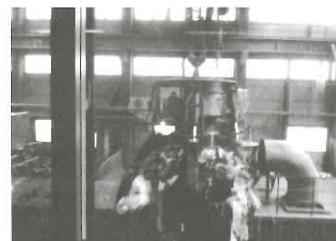
- ・施設竣工約9年目の施設
- ・敷地面積約2,000坪
- ・一般廃棄物 2割
- ・産業廃棄物 8割
- ・産業廃棄物許可 67種類

目次：

施設見学会	1
懇親会	2
東京へ向け出発	2
最終日の昼食	2



【ピット&クレーン】



オペレーター1名で、下を見ながら操作する。クレーンの操作は、半自動運転。

見学会当日は、立川に多摩支部の面々が続々と到着した。事務局長の井野健一氏も参加され、天候も良く朝から皆足並みが揃い、時間通りに出発。約3時間程度走行し春には桜が満開になるという、静岡にある“富士山さくらの園”で昼食をとった。

午後1時、見学先の(株)ミダックふじの宮に到着。バスの到着を待つうけるかのように、土井社長と鈴木工場長が工場入口から施設内へと案内して頂いた。一般廃棄物は事前協議を通して、神奈川県内と静岡県内から受け入れを行っている。産業廃棄物は、遠くでは愛知県から搬入があるとの事。



発電機室



3月11日以降の電力制限5%削減がちょうど見学会当日9月9日で解除されるが、企業として制限解除後も同様に5%削減で取り組んでいくと、意識の高い姿勢が印象的だった。

ビデオを見終わり工場内見学に移動。産業廃棄物は67種類もの許可を取得している。気になるメンテナンス期間だが、年に4回実施し、1回のメンテナンスで約2週間かかるとの事。民間とはいって行政の焼却施設とほぼ変わらない印象である。尚、セシウムの影響は受けていない。



8分程度の工場内の設備や会社の取組みを纏めたプロモーションビデオを上映

開催日：9月9日（金）

懇親会

日頃の疲れが癒される素晴らしい温泉につかり、懇親会場へ向かう。司会は有吉幹事が務め、最初から会場が賑わう。赤石支部長から挨拶を頂き、懇親会が開催。おいしい食をとり、また、おいしい酒で会話も弾む。しかし、業界意識レベルの高いメンバーのせいか、ところどころに、リサイクルの話や環境の話題が

出ている。中締めには加藤副支部長の挨拶で、業界として、企業としての新しい時代を創造していく……。

多摩支部の親睦が更に深まる懇親会となった。



開催日：9月10日（土）

東京へ向け出発

翌朝も皆揃って起床し、朝食を頂き休憩後東京へ出発。天気も良い中、バスの中では、前日の懇親で更に絆が深まり、昨日までの疲れも忘れているかのようなパワフルな会話が朝から飛び交っていた。



最終日の昼食

山間を走り、沼津で休憩。後藤幹事お勧めのひもの屋で日頃からがんばっている各社様従業員やいつも支援してくれている家族に土産を買い出発。

った。



海が目の前の料理屋で昼食をとり、東京へ出発。16時頃、立川駅で解散とな



(株)遠藤商会 寺倉記

医療廃棄物委員会、医療廃棄物の適正処理で第2回勉強会 原田有害・医療廃棄物研究会理事を招きWDSの有効活用へ



原田講師（前列中央）を囲んで

記憶に新しい、首都圏を直撃した台風15号上陸のさなか、医療廃棄物を適正に処理するため、WDS（排出事業者が委託する廃棄物の性状・性質などを処理業者へ提供し、適正処理を行うための情報データシート）をより有効に活用し、適正処理を推進するための勉強会が、有害・医療廃棄物研究会理事である原田優講師のもと開催された。

産業廃棄物の場合、鉄やガラスなどは見た目で「金属くず」や「ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず」と判断することができる。しかし感染性廃棄物においては、医師の判断にゆだねるという法律があり、廃棄物に病原菌が付着し感染性として処理すべき場合においても、医師が「非感染性！」という魔法のような呪文を唱えると、「感染性」として取り扱いをしなくとも良い廃棄物となる。（血液が付着した場合と鋭利なものは法改正により、「感染

性と同等の処理」となった。）

紙おむつの取り扱いについて、東京都は平成12年4月から一般廃棄物として受け入れを始めルールを明確に決めた。しかし1～2年経過した頃から排出側や各区清掃事務所の認識もあいまいとなっており、感染性の場合や便が付着した状態でも一般廃棄物として処理されてしまうケースもあり、さらには指定のステッカーすら貼られていない場合も多い。

また、医療の現場では何百種類もある医療器材が使用後、感染性となるのか？産廃で良いのか？それとも一般廃棄物？といった判断の難しいものが多く存在する。そのなかで 医療廃棄物の処理業者として一番困ることは、「感染性の容器へ入れば何でも処理が出来る」と誤解されることで、特に爆発性のある廃棄物などが混入した場合は、温度の上昇により焼却炉手前で爆発を起こした事例もあり、一歩間違えば大惨事となり生命の危険に及ぶこともある。

これらの実例を防止するためにも、今回の研修会で学んだことを医療機関へ発信し、WDSを有効活用してもらうことで、本当の適正処理を推進することが出来ると思われる。

（株）メッドトラスト 東京 千明賢人 記）

青年部だより

第2回青年部会員会社のプレゼンテーション大会

初めての試みとして開催した7月の会社概要プレゼン大会が大変好評であり、青年部会内の交流や情報共有など、より親交を深める事を目的として、前回予告どおり第2回目を9月16日（金）に協会会議室にて開催した。

今回は6社が選ばれ、それぞれ20分程度の持ち時間を余すことなく、ときに笑いも絡めた発表を行った。

6社の発表概要は、次のとおり。

○丸順商事(有)：矢部氏



羽村市を中心に一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬を行っている。

地元密着型企業を目指し、某自動車メーカーの工場に設置されている浄化槽清掃を長年受託したり、動物の死体等の処理を受託したり、というように地域を支える取り組みが行われている。

挨拶に最も力を入れ、他社が嫌がる仕事や汚い仕事にも積極的に取り組み、そうした長年の実績によって、地元行政から信頼されている。



他選別）の施設を運営しており、収集運搬から処分まで行えるのが強みである。



その他、工業薬品（毒劇物）の販売や各種清掃業務、リサイクル認定商品『サンリヨウ有機』を販売している。



○栄和清運(株)：花形氏・富沢氏



杉並区を拠点に一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬を行っている。

また、お客様の立場にたち、建物の全てに係わるサポート・サービス部門とし

て内外装のリフォーム業務、ビルメンテナンス業務も行っており、その中でも、特殊技術を用いた工法での石材染抜き復元、トイレなどの防汚コーティングの実績が発表され、そのクオリティーの高さに出席者全員が驚いていた。

○ティー・ビー・ロジスティックス株：相川氏



東京ボード工業㈱のグループ会社として物流部門を担当。

回収先である建築現場での選別作業を実施する事で、リサイクル率のUPを図っている。

また、フレコンでの少量回収を発案し、小規模排出先にも対応することで木くずの集荷量を確保する努力をしている。

グループで3都県に工場を持っており、CO₂の排出量を抑えた静脈・動脈物流を構築している。

○株環境テコム：渡辺氏



主に感染性廃棄物の収集運搬を行っており、『医療系廃棄物』を中心に収集運搬業を営んでいる。

その他の営業品目として、環境調査や測定及び分析も行っている。

また、PCBの運搬許可も取得している。

○都清掃(株)：吉野氏



一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業の他、ビルメンテナンス事業や警備、人材派遣事業も行っている。

収集運搬業者として一番気を付けるのが交

通事故であり、毎朝の朝礼で社員一人ひとりの表情を確認し、対面点呼を行った上で排出事業場に送り出している。長年の経験からドライバーひとりひとりの表情を見れば様子がわかるところまでできている。

柔軟で誠実な人柄である吉野氏であるが、事故防止策の質問に対しては真剣な表情で応答していたのが非常に印象的だった。

— ◇ — ◇ —

今回選ばれた6社の発表で、全社が共通して話されていたのが社員教育についてである。接客態度を重要課題としていること、また、地域密着型を目指し、産廃業者のイメージアップに努められていることであった。

各社それぞれ産廃処理業務に対する取り組み方などのプレゼンは、他社の良いところを吸収したり、排出事業者からの相談で自分達では処理できない廃棄物の処理先を知り、紹介することのできる絶好の機会であり、これからも継続して開催したいと思う。

(三光㈱ 二岡宏二 記)

女性部だより

前回と同様に勉強会を開き 部員の自己紹介と自社の事業案内

平成23年9月15日(木)、当日は9月にもかかわらず、真夏のような暑さの中、21名の部員が集まり、協会会議室において女性部の勉強会が行われた。内容は、前回に引き続き、自己紹介も兼ねた部員各社の事業案内である。

登場する部員は、(株)東亜オイル興業所・羅暁燕さん、東京臨海リサイクルパワー(株)鶴岡公美子さん、中野運輸(株)松原美紀子さん、高俊興業(株)森田珠真子さん、加藤商事(株)奥彩さん、(株)フジ・トレーディング大羽敬子さんの6名。

各社の事業概要や部員が担当している業務の内容、今の仕事に就いた経緯、将来のビジョン、社内での悩み等いろいろ

と知ることが出来た。各社15分の予定が多数質問も飛び交い、勉強会の時間はあっという間に過ぎた。

今回の発表者は6名中4名が今年度入部された新入部員で、まだ数回しか顔を合わせた事の無い中での発表となり、とても緊張されている様子であった。

それぞれ分野、立場は違えども、業界で働く女性同士、悩みを相談したり、情報共有したりと意義ある女性部の活動となるよう今後も積極的に取り組んでいきたいと思う。

(リサイディアコーポレーション㈱ 小野寺美加 記)



(株)東亜オイル興業所
羅さん



東京臨海リサイクルパワー(株)
鶴岡さん



中野運輸(株)
松原さん



高俊興業(株)
森田さん



加藤商事(株)
奥さん



(株)フジ・トレーディング
大羽さん

「時間がかかっても確認する時間は惜しまない。」 適正処理のために、こんなヒヤリハットもあります。

こんなことはありませんか。うっかりすると大変なことになる場合があります。
排出事業者責任があるからとだけでは済まないこともあります。ほんのちょっとした注意で防止できます。
会員のみなさん、注意して、より確かな適正処理を目指しましょう。

(事例)

解体工事を行っている現場において、石綿含有産業廃棄物の運搬を依頼され、安定型処分場でよい廃棄物と思い、収集運搬し、安定型の処分場に運び入れた。

しかし、後日、その廃棄物の内容が配管エルボ（配管曲線部）であることが判明し、特別管理産業廃棄物なので適正な処理ではないと指摘を受けた。

(問題点)

解体工事の元請業者から依頼を受けて、廃棄物の内容を確認したが、量が少ないこともあり、下請負業者である解体業者に石綿含有産業廃棄物と説明されたことを受けて、石綿含有産業廃棄物として委託契約し、処理してしまった。

なお、産業廃棄物排出時に特別管理産業廃棄物と記載された耐水性の材料で2重梱包されたものであったが、契約書どおりの石綿含有産業廃棄物と思い込み、回収してしまった。（かつて、同じような梱包方法で余った袋に普通の産業廃棄物が排出されていたので、不思議に思わなかった。）

(改善策)

あやしいなと思ったら社内の専門部署に問い合わせる。また、排出事業者にも確認する。

わからないときは、自分で判断せず、上司等に相談の上、処理する。

（事務局長 井野記）

〔注：参考資料あり〕

〔参考資料1〕

基安化発第0427001号
平成17年4月27日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

石綿障害予防規則第5条に基づく作業の届出について

石綿等が使用されている保温材等（以下「石綿保温材等」という。）の除去作業については、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第5条に基づく作業の届出が必要となるが、解体等の作業場所において張り付けられた石綿保温材等そのものを除去せずに、石綿保温材等の張り付けられていない部分を切断等することにより、周辺も含めた部分を取り除き、その後、工場等他の場所で張り付けられた石綿保温材等を除去する場合がある。この場合における作業の届出の取扱いについては、下記のとおりとするので関係事業者等への周知を図られたい。

記

- 1 解体等の作業場所においては、張り付けられた石綿保温材等そのものの除去作業は行っていないが、建築物等から石綿保温材等が取り除かれることから、当該作業は石綿則第5条における「除去」にあたることとなり、当該作業を行う事業者は、石綿則第5条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること。
- 2 工場等の建築物等の解体等の作業場所と異なる場所で1により取り除かれたものから石綿保温材等そのものを除去する作業は、建築物等の解体等の作業には含まれないものであることから、石綿則第5条の作業の届出は要しないが、当該作業は

石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則第12条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること。

- 3 具体的な事例としては、図のように配管を解体するに当たり、配管エルボ（配管の曲線部）のみが石綿の保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部分を切斷することにより、配管エルボごと石綿保温材を除去し、その後、専門工場で配管エルボから石綿保温材を取り除く作業があること。

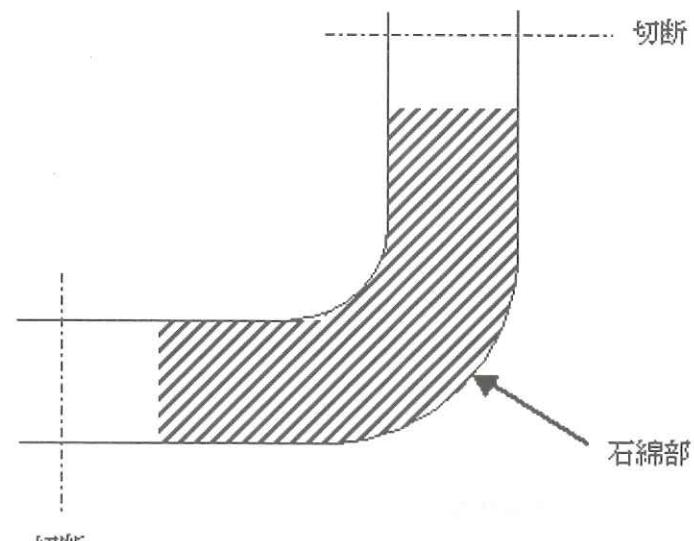


図 配管エルボの事例

【参考資料2】

平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」P.19

2.4 処理経路

処理計画の作成に当たっては、規則様式中「④産業廃棄物の一連の処理の工程」又は「④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」欄において、処理経路を明確にすること。

【解説】

1. 廃石綿等の処理経路

廃石綿等の処理経路の例を図2-2に示す。

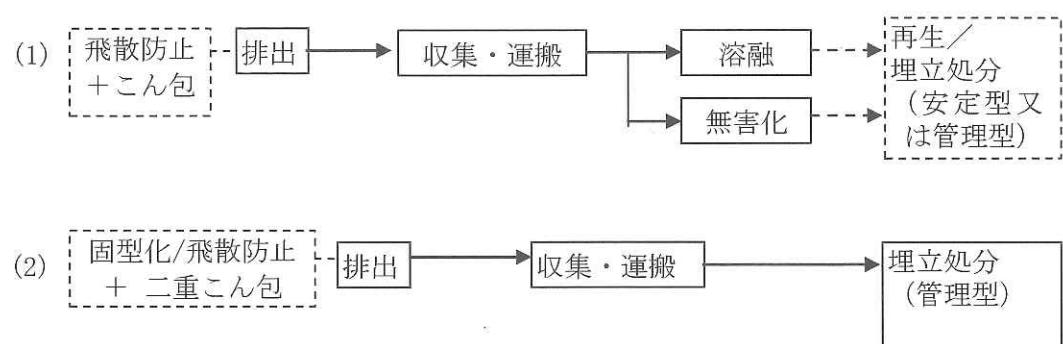


図2-2 廃石綿等の処理経路の例

(1) のケースでは、廃石綿等を「溶融設備を用いて溶融する方法」又は「認定に係る無害化処理の方法」により、廃石綿等は特別管理産業廃棄物ではない通常の産業廃棄物となる。溶融又は無害化されたものはすでに廃石綿等ではなく、通常の産業廃棄物として処分できる。平成18年環境省告示第105号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物）に定める産業廃棄物に適合するものであれば、安定型最終処分場での処分が可能となる。

(2) のケースでは、廃石綿等は管理型最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、廃石綿等が分散しないように行わなければならない。廃石綿等が飛散すれば処理基準違反となる。

なるべく(1)の方法により中間処理（溶融処理又は無害化処理）することが望ましい。

寄稿・TTT会

「2011トライアスロン世界選手権シリーズ横浜大会」の参加報告



日の丸を前にTTT会参加者4名

2011年9月18日日曜日、2011トライアスロン世界選手権シリーズ横浜大会のエイジグループに、森、濱松、吉野、山田の4名で参加してきました。

この大会は、当初今年の5月に開催予定でしたが、震災の影響で9月に延期となったものです。大会の名前にもある通り、トライアスロンのプロが参加する「世界選手権」とほぼ同じコースでやることもあり、参加人数も約1000人と横浜の町はトライアスリートでごった返していました。さすがは「世界選手権!!」という感じで、スポンサーとスタッフ、報道陣の数に驚かされました。

そのコースなですぐ、山下公園を中心に設定されていて、まずスイム(1.5km)は皆さんご存知の「氷川丸」のすぐ側を泳ぎます。(意外と水が綺麗でビックリ!)バイク(40km)は、マリンタワーを横目に完全封鎖された山下ふ頭の倉庫街を走ります。最後にラン(10km)は山下公園と赤レンガ倉庫を往復です。とても素敵な、そして「シティーボイ!?'的なコースでした。

そしてレースの結果なのですが、酷暑の中でしたが4名全員完走しました。もはや日本代表も輩出する「TTT会」では完走は当たり前になっていますが…。

また、来シーズンから参戦が予定されていると噂の「超大型新人」の姿もあり、今後の活動がより一層期待される大会でした。

(栄和清運(株) 山田 記)

	Swim	Bike	Run	Total
森	0° 28' 06"	1° 22' 16"	0° 46' 45"	2° 37' 07"
濱松	0° 31' 27"	1° 19' 48"	0° 48' 56"	2° 40' 11"
吉野	0° 37' 19"	1° 37' 54"	1° 10' 33"	3° 25' 46"
山田	0° 24' 54"	1° 17' 40"	0° 49' 35"	2° 32' 09"

地球温暖化対策

新型天然ガスは真のエネルギー革命となるか

9月13日、日本政府は、新型液化天然ガス(シェールガス)をアメリカから輸入する方針を固めた。米政府の承認が得られれば2015年の実現を目指すという。シェールガスは、採掘技術の発達により生産可能となった非在来型天然ガスで、生産コストが低く、発電時のCO₂排出が石油より少ないため、原子力発電の代替エネルギーとして近年注目を集めている。

2009年には米国がロシアを抜いて世界最大の生産国となり、「エネルギー革命」と称され。国連も普及を後押しし、環境汚染に配慮して採掘方法の国際標準をつくるとしているが、採掘地では既に環境汚染が懸念されている。

シェールガスとは、泥土が堆積した頁岩(シェール)層の中に貯留されるメタンガスであり、成分は普通の天然ガスと同じだが、埋蔵場所が、深く硬い岩盤であるため採掘が難しかった。この地層中からガスを取り出す技術が確立されたことで、数年前から開発が一気に加速した。米国は1970年代のエネルギー危機の際、精力的に地質調査を行い、シェール層の分布状況を把握していたが、中でも北東部に位置するマーセラス・シェールは、日本の天然ガス使用量の140年分とも言われている。

米国でのシェールガスの生産急増は、確かに日本にとっても、エネルギーの安定的な供給と価格の両面でメリットが大

きい。しかし今年に入り、地球温暖化の影響や環境汚染が問題視されはじめている。今年4月に公開された米コーネル大学のスタディによると、シェールガス生産量合計の4~8%のメタンが大気中に放出されており、この量は在来型天然ガスの生産時より多い。少なくとも20年間は在来型エネルギー資源より地球温暖化への影響が大であるという。

フランクリング(水圧破碎法)というシェールガスの掘削方法は、化学処理された水を高圧で地下に注入して岩石層に割れ目を作り、そこから天然ガスを取り出す方法で、多量の水の確保と水源汚染を防ぐ坑排水処理が課題である。

米国の環境NGOは、フランクリングで使用される化学薬品に発ガン性物質が含まれていると指摘し、化学物質開示の重要性を訴えているが、米デューク大学の調査によると、操業中のガス採掘地に近いほど家庭用井戸水中のメタン濃度が上昇し、着火濃度のメタンを含む飲み水も確認されたという。

資源や技術の新発見は人々に希望をもたらすが、多くの資源開発において、環境や人体への影響が充分に調査、公表、議論されないまま、生産が開始してきた。

環境汚染を最大限に考慮して初めて、真のエネルギー革命と呼べるのではないだろうか。

(日栄産業(株) 吉本 記)

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part59

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	走行中	赤信号だった為、交差点100m程手前でスピードを落として止まろうとしたら、自車の前に急に車両が入ってきた。	いつでも止まれるよう意識して運転する。
2	一方通行を走行中	見通しの悪い小さな交差点で、自転車が飛び出して来た。	交差点では、いつでも止まれる速度で走行し、左右の安全確認も忘れずに行う。
3	走行中	急に鳩が道路へ飛び出して来たので「驚きたくない」と思い、左右の車両の有無も確認せず咄嗟にハンドルを切ってしまい、後方からスピードを上げて來ていた車の前に車線変更した為、危うく追突事故になるところだった。	常に左右に目を配り、緊急時でも安全に対処出来るような運転をする。
4	交差点付近を走行中	前を走行中の車両が黄信号で停車した為、急ブレーキを掛けた。(自分の感覚では交差点の通過は可能だと思ったが、前車の運転手は逆の考えだった。)	周囲のペースに合わせた運転を心掛ける。
5	交差点内で、右折の信号待ちをしている時	右折の矢印信号が出たので発進しようとしたら、目の前にバイクが入ってきたのでヒヤリとした。	発進する前には、周囲の確認を怠らない。
6	廃棄物回収の為、現場前に車両を停車した時	同じ現場の廃棄物を回収する別業者の車両が、自車に気付かずバックしてきた為、接触しそうになったので、クラクションを鳴らし相手に気付かせ停車してもらった。	停車の際は、前に止まっている車両との間隔を十分に確保し、相手にも確認しやすくする。
7	自転車での帰路中	施設の出口から、車が一時停止もせずに飛び出して来た。	普段は自分も車を運転するので、気を付けようと再確認した。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。

～協会の主な今後の日程～

(平成23年10月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
10	3	月	関東地域協議会：建設廃棄物対策委員会『実務担当者会議』 14:00～	八重洲俱楽部・第2会議室
	6	木	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	11	火	建設廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	12	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	14	金	全産廃連：第18回正会員事業研修 13:30～	泉ガーデンコンファレンスセンター
	18	火	青年部 関プロ幹事会 16:00～	協会会議室
	19	水	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	20	木	女性部 幹事会 13:30～／勉強会 15:00～	協会会議室
	21	金	青年部 幹事会／若手社員との研修会	協会会議室
	25	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室
11	4	金	第10回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」13:30～／交流会18:00～	ホテルグランヴィア京都
	9	水	常任理事会 13:30～／第290回理事会 14:30～	協会会議室
	10	木	青年部 施設見学会	熊本県
	11	金	↓ 収集運搬委員会施設見学会（青年部に合流）	
	12	土	↓ ↓	鹿児島県
	15	火	全産廃連：第4回理事会	全産廃連会議室
	17	木	女性部 施設見学会	熊本県水俣市
	18	金	↓	
	21	月	新入会員との懇談会 11:00～／常任理事会	協会会議室
	22	火	第47回 関東地域協議会	神奈川県
	24	木	第16回 関東地域協議会・事務担当者会議	茨城県
	25	金	↓	
	29	火	安全衛生推進・収集運搬委員会合同： ＜会員対象＞「収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」研修会 13:30～	ベルサール西新宿



(有)丸杉

取締役 田中 憲人

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

〒168-0473 東京都杉並区下高井戸4-41-4

☎03(3326)1030

小岩興業(株)

代表取締役 高梨 昇

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

保管・積替できる産業廃棄物の種類

〔廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（以上、特定家庭用機器再商品化法対象物に限る）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔①感染性廃棄物〕

産業廃棄物処分業・中間処理

ア 破碎〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

イ 圧縮〔廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕
〔選別圧縮〔金属くず（空缶に限る）〕〕

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸8-13-4

☎03(3694)7886

表紙の言葉

写真は台東区元浅草の坂森七宝工芸店1階の店舗作業場で有線額に色付ける“下町職人”の坂森 登氏。父親から七宝の技術を伝承、浅草の店舗は開いてから43年の歴史を持ち、同氏は（財）日本手工芸指導協会師範の肩書と台東区優秀技能者に選ばれている。七宝の起源は定かではないが、歴史上ではエジプトのツタンカーメンの頭部に青色のガラス（七宝）が入っており、エジプトからシルクロードを通り、中国に渡り、朝鮮を経て慶長年間（16世紀末）日本に来たという。仏教典では金、銀、瑠璃、玻璃（水晶）、珊瑚、瑪瑙（石）、しゃこ（貝）を七宝と呼び、この7色の宝石の美しさを表現するという意味から七宝と呼ばれた。同店ではこの七宝焼き技術を体験できる教室を開いており、主婦を中心に60人にも上る生徒さんが学んでいる。詳細は下記へ。

店舗住所 東京都台東区元浅草1-2-1 TEL・FAX 03-3844-8251

交通は大江戸線 新御徒町駅 A3出口 左3分

委員会報告

青年部（濱松部長）

平成23年9月16日(金)13時半より10名の幹事により幹事会が開催された。

＜義援金について＞

濱松部長より(社)宮城県産業廃棄物協会からの義援金に対するお礼状及び機関誌への掲載記事が紹介された。

＜幹事会後の勉強会について＞

当日の発表順及び現在の提出状況が高橋法令委員長より報告された。会社紹介については来年度の勉強会においても引き続き行なうことが確認された。

＜法制度検討委員会への青年部の対応について＞

法制度検討委員会の副委員長に就任した森監事より資料をもとに説明があった。また、青年部から法制度検討委員会の委員に選任された濱松部長より青年部としてのテーマ及び要望を出してほしいと呼びかけがあった。

＜今後の行事について＞

10月の若手研修会については青年部顧問の白井氏と相談役の加藤氏との調整をすすめることができた。11月の収集運搬委員会と合同で開催される施設見学会についてはスケジュール確認を行った。

＜他団体との交流会について＞

他県の青年部との交流会を開催するため、参加者を有吉副部長より呼びかけた。

なお、次回の幹事会は10月21日に開催される。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成23年9月26日(月)15時より9人の委員によって開催された。議題は①中小規模事業場モデル安全衛生改善事業について（以下「事業」という。）②収集運搬業社内管理体制構築のすすめ研修会について③法制度検討テーマについてである。

まず、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）の事業について、担当者の中里氏にも出席して頂き詳細内容に関して説明を受けた。一昨年度まで参画していた「地域・業種別中小企業安全衛生指導事業」とは違い、安全・衛生診断を行った後のフォローアップを追加した事業との内容であった。（詳細については、以下の中小規模事業場モデル安全衛生改善事業ご案内を参照下さい。）

次に、株五十嵐商会の五十嵐委員が退任し、交代で同社の西原氏が新委員として

承認された。

研修会については、伊藤委員長より決定した日程等に関する報告がなされた。11月29日(火)13時30分から、前回と同様ベルサール西新宿を会場とし、開講挨拶を高橋会長に、労務管理講師を阿部副委員長に引受けて頂いた。

最後に、法制度検討テーマについて討議が行われ、次回開催される法制度検討委員会で上路委員が報告することで会議は終了した。

~~~~~

### 中小規模事業場モデル安全衛生改善事業のご案内

この事業は、中小規模事業場で、安全衛生向上への取組みに意欲はあるものの、その進め方が分からぬことなどから、取組みに踏み出しきれないでいる事業場を対象とし、無料で中災防の安全・衛生管理士（担当職員）を派遣し、安全衛生に関する調査を実施するとともに、その結果を踏まえた改善のためのアドバイスを行い、安全衛生水準の向上に役立てて頂くことを目的としています。現地調査を行った2、3ヶ月後に、担当職員が事業場の取組み状況を伺い、文書によるフォローアップアドバイスを致します。さらに、その2、3ヶ月後（改善終了時）に、担当職員が再度訪問して文書による今後に向けたステップアップアドバイスを行います。

なお、無断で診断内容が公開されることは一切ありませんが、中災防のサイトや日常的なサービスを通じて広く紹介することにより、全国の中小規模事業場の安全衛生の取組みに役立てて頂く為、取組み状況公開において了解を頂いた事業場の「改善事例集」を作成したいと考えております。（※公開の際、会社名や住所等の事業場が特定される内容の記載はありません。）

ご希望の方は、是非お申ください。取得許可が収集運搬業のみでもご利用頂けます。

=====  
調査について  
=====

★ 費用・・・無料

★ 調査に掛かる時間・・・半日（内容によっては1日になる場合もあります。）

【お問合せ先】 中央労働災害防止協会（☎03-5484-6701）

※ 予算に限りがある為、先着順にて受付し定数になり次第締め切ります。



法律相談



弁護士  
芝 田 稔 秋

◆ 欠格要件と許可取消要件の改正（2）

廃棄物処理法が平成22年5月に改正され、付隨する政令と環境省令とともに、平成23年4月1日から施行されている。前号に引き続き、欠格要件と許可取消要件の改正を取り上げる。

次の問題を具体例で考えていく。

- ◆ どういう場合に 欠格要件に該当するか
- ◆ どういう場合に 許可取消となるか
- ◆ どういう場合に 甲社と乙社が連鎖取消となるか
- ◆ どういう場合に 連鎖が解けるか

問1 どういう場合に欠格要件に該当するのですか。

答 早わかりするために、次の欠格要件の態様を想起されたい。

- A：行為能力のない者
- B：刑事罰を受けた者  
    禁固以上の刑を受けた者（法律に限定なし）  
    罰金に処せられた者（法律に限定あり）
- C：行政罰（許可取消）を受けた者
- D：事業の全部の廃止届をした者
- E：おそれ条項に該当する者
- F：暴力団員（但し、産廃の場合だけ）

問2 どういう場合に許可取消要件に該当しますか

答 欠格要件と許可取消要件とを並べて、比較してみよう。

★注 解りやすくするため、条文を簡略にしたので、厳密にいうと不正確になった。正確を期したい人は、各自、条文に当たってください。

## 改正後の欠格要件と許可取消要件の規定

### 7条5項4号（欠格要件）

（一般廃棄物処理業）

第7条5項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員法の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

### 7条の4（許可取消要件）

（許可の取消し）

第7条の4

一 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

1 第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項【第25条から第27条までの規定に係る部分に限る】の規定により、又は暴力団員法に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る）又は同号トに該当するに至ったとき。

2 第7条第5項第4号チからヌまで（同号ロ若しくはハ【第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員法の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る】又は同号トに係るものに限る）のいずれかに該当するに至ったとき。

3 第7条第5項第4号チからヌまで（同号ニに係るものに限る）のいずれかに該当するに至ったとき。

4 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く）。

5 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

6 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

二 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

◆注 以下の事例では、甲社も乙社もすべて産業廃棄物処理業者である。

『事例1』 甲社（埼玉県）には社長A・取締役B・C、監査役Dがいる。

今年の2月に取締役Bが、最終処分場に産廃を運搬して帰りに、夜8時ごろ、運転の仕方で他の車の運転手Xとケンカとなり、車から出て闘争しXが死亡した。Bは傷害致死で起訴され、懲役10年の実刑となった。

【質問1】 甲社の許可及び社長A取締役B・C、監査役Dの欠格要件はどうなるか。  
なお、A・B・C・Dは誰も辞任しなかった。

答 Bは懲役10年であるから、欠格要件「口」に該当し、甲社としては懲役10年の役員をかかえることになるから欠格要件「リ」に該当し、確実に許可取消となる。

許可取消要件としては、7条の4第1項第4号である。「1号」は、禁錮以上の刑とか罰金刑による許可取消であるが、処理法25条・26条・27条該当の場合に限るというから、この傷害致死による懲役は、これに当たらず、「4号」に当たることになる。「3号」には当たらない。

他の取締役A、C、監査役Dは連鎖の規定によって、みな欠格者となる。以後5年間は他の産廃処理会社の役員にはなれない。従業員としての勤務はできる。

【質問2】 Bが傷害致死で懲役10年の実刑となったことで、甲社は罰金刑に当らなければ、罰金刑で起訴されないか。

答 Bがたとえ取締役を辞任せずに裁判を受け、懲役10年の実刑となつたとしても甲社が罰金刑で起訴されることはない。業務としての犯罪ではなく、B個人の犯罪だからである。また傷害致死の罪には罰金刑はない。

しかし【質問1】で答えたとおり、Bが懲役10年の処罰となっているから、当然Bが欠格者となり、甲社は許可取消となる。

『事例2』 甲社（埼玉県）には社長A・取締役B・C、監査役Dがいる。乙社（千葉県）には、Bが社長、Dが監査役を務めている。

この甲社で、取締役Cと従業員Eの二人が関与して、平成23年4月に、産業廃棄物である建設廃棄物を会社の駐車場の一角に湿地の解消のために4トン車2台分を埋めたことが発覚し、5月初めごろから取り調べを受け、取締役Cと従業員Eと甲社が不法投棄の罪（廃棄物処理法16条違反と25条・32条該当）で起訴され、Cが懲役1年・執行猶予3年、Eは罰金30万円、甲社は罰金100万円の判決があり、誰も控訴しなかったので有罪の判決が確定した。甲社の取締役BとCと監査役Dは取調べ開始後すぐに辞任した。判決確定日より60日以上前である。Aは辞任しなかった。

BもDも乙社の取締役は辞任しなかった。

【質問1】 上記の事例において、欠格要件に該当する者は誰と誰か。

答 欠格要件該当者は、甲社と、社長A、CとE。もしCとEが辞任しなければ、A・B・Dが連鎖して欠格者となり（「口」と「リ」該当）、甲社が欠格要件に該当して許可取消となり、乙社も欠格要件が連鎖して許可取消となる。

甲社は処理法25条・32条該当で罰金刑の判決が確定したので、欠格要件「ハ」該当。Cは取締役を辞任してはいるが、個人として不法投棄の罪で懲役刑確定だから、欠格要件「口」該当。

社長Aは、欠格要件「ニ」である。Aは甲社の取締役として欠格者となる。

Aは、甲社が法第25条と32条によって罰金刑に処せられたので、「ニ」によつて、いずれ近日中に必ず許可を取消されることになるからである。

だから、Aは今後、甲社には居られないし、他の産廃処理会社にも役員としては勤務できない。5年以内は欠格者だから、もし役員として勤務したら、勤務先の会社は欠格者を抱えていることになり、許可取消となる。

【質問2】 乙社は、連鎖によって欠格者になるか。

答 乙社には連鎖はしない。

甲社は不法投棄で罰金刑に処せられたが、罰金刑になった取締役Cは判決確定の日よりも60日以上前に甲社を辞めているので、普通の人になっており、役員としての判決ではないから、欠格者にはならないので、たとえ甲社が許可取消となつても、乙社には連鎖はしない。

もっとも甲社には乙社の現在の取締役Bと監査役Dが居るが、BもDも、甲社の許可を取消される前に早々に辞任しているので、甲社が許可を取消された時点で甲社の取締役や監査役ではなくっているから、甲社において、Aのように欠格者にはならないから、乙社に連鎖する根拠がなく、乙社が取消されることはない。

【質問3】 取締役Cと従業員Eの欠格期間（役員になれない期間）はいつからいつまでか。

答 Cは「懲役刑1年、判決確定の日から3年間執行を猶予する」というのが判決なので、判決確定の日の翌日から3年間が欠格期間である。よって、その満期日の翌日からは欠格性が消える。

従業員Eは罰金30万円であり、これを納付し終わった日から5年間は役員になることができない。

罰金刑の場合の「5年」という期間は、判決確定日から起算するのではないので注意すること。罰金刑は懲役刑よりも軽いから欠格期間も短くてよいはずなのに、懲役刑の執行猶予との関係では逆に欠格期間が長くなり、不合理ではないだろうか。しかし、この点については、改正はなかった。

【質問4】 CとEは他の廃棄物処理業の会社に、従業員としてなら勤務できるか。Aはどうか。

答 CもEも、従業員としてなら、犯罪を実行した日の翌日以降、いつでも甲社を辞めて、就職できる。但し、この事件のことを新しく勤める会社に話さないわけにはいかないだろう。話せばどうなるかしら。

Aも甲社を辞めて他の会社に、従業員としてなら勤務することができる。

《事例3》 甲社は本社が東京で、千葉県に工場をもって産業廃棄物の中間処理業を営んでいる。甲社には社長Aと取締役X・C、監査役Dがいる。秋田では、社長Aの妻の弟Xが個人で産業廃棄物収集運搬業をしている。

最近、秋田のXが、お客様とイッパイやって帰宅の途中に、醉客に因縁をつけられ、からまれたため、つい、かっとなつて、ケンカとなり、二人とも暴行罪で逮捕され、Xは罰金10万円の略式命令が出たので、10万円を支払い釈放された。

それから10日が経つ。あと4日で罰金刑が確定する。

そこに、Xの妻が東京に来て、世間話から、暴行事件の話が出たので、甲社の社長Aは、「バカ、なんでそんな重要なことを早く知らせてくれなかつたんだ」と叱ったが、遅い。

秋田からは心配かけまいとして、A社長にも妻（Xの姉）にも知らせなかつたので、甲社では何の対策もとっていない。

【質問1】 今後、甲社は欠格要件についての対策はどうすればよいか。

甲社はXに連鎖して、許可取消となるだろうか。被害を最小限度にするためには、どうすればよいか。

答 Xがなんの対策もとらずに、時日の経つにまかせていけば、Xは今後4日後には暴行罪（刑法208条）による罰金刑が確定し、欠格要件「ハ」該当で、欠格者となり、秋田県の収集運搬業の許可が取消される。

Xは甲社の取締役を兼務しているので、Xの暴行罪の罰金刑が確定すれば、甲

社は欠格役員Xをかかえていることになるため、甲社も欠格要件「リ」該当となり、欠格会社となって、欠格取消要件第7条の4第2号で許可取消となる。

【対策】 そこで、対策としては、あと4日あるので、4日の間に、Xが略式裁判に対して「正式裁判」の申立をすること、そして罰金刑（略式命令）の確定を防ぐことである。略式命令が出てから14日以内に正式裁判を請求しないと、略式裁判が確定してしまう。なお、この14日の間に、罰金を支払っても、略式裁判に対する正式裁判を求める権利を放棄したことにはならない。

そして、有罪判決の確定までの〔60日〕を確保する。つまり暴行罪による罰金刑の確定を少なくとも60日間先に延ばすことである。そしておいて、正式裁判において、Xの無罪を主張する。正当防衛とか緊急避難などが成立する可能性があるからである。無罪になれば、なおのこと好都合である。

しかし、無罪になる保証はないから、他方で、Xは甲社の取締役を1日も早く辞任し、辞任の登記をすること。そうすれば甲社は、たとえXが罰金刑になり、欠格者となつても、既に60日以上前に甲社の役員を辞めているので安泰である。正式裁判で60日は何とか確保する。控訴審で足りなければ上告すればよい。そうすれば、Xの欠格要件該当を理由とする許可取消は免れるであろう。

《事例4》 関西で産業廃棄物処理業を営んでいる甲会社の社長Aは、東京で産業廃棄物処理業をしている乙会社に頼まれて、乙会社に1000万円を出資して、10%の株主となっている。取締役ではない。

ところが最近、甲会社の常務取締役Bが、夫婦で両親の家に行くために車を運転していたときに人身事故を起し、「業務上過失致死」として『禁錮1年、執行猶予3年』の判決を受けたが、まだ確定してはいない。控訴しても所詮刑に変わりはないだろうと見込まれている。

【質問1】 甲社の取締役Bは、このまま控訴しないで確定させることでよいだろうか。甲社のA社長や甲社自身の欠格要件対策と、東京の乙社の欠格要件対策はどうすればよいか。

答 このままBが控訴せず、確定させてはBが欠格者となり（「ロ」該当）、甲社は欠格役員をかかえていることになるから欠格要件「リ」に該当し、且つ許可取消要件第7条の4第1項4号に該当して許可を取消されるので、控訴して、確定を防ぐことである。そして、Bが既に甲社を辞任していればよいが、辞任していないければ、大急ぎで辞任して、辞任の登記をすること。

そうすれば、甲社は安泰となる。社長Aは全然心配はない。

従つて、Aが欠格要件該当の心配がなくなったから、乙社の株主であつても、乙社に波及する心配はない。

# お江戸ぶらぶら歩く記

## ニお江戸の名所旧跡ニ

### 山王地区から中央に歩を移す①

今回からJRの京浜東北線に沿った池上通りの八景坂と呼ばれる付近を中心に歩くこととした。

大森駅の山王口（西口）を出ると正面に天祖神社が鎮座されている。鬱蒼とした樹木の中に急な石段があり、階段下の神社の大きな標識に「鎮守 天祖神社」と告示された標柱がある。



天祖神社

48段の石段を上ると境内が展開されるが、当社の由来によると、お社は江戸時代神明社といわれ主神は天照大神を祭神として享保年間（1716～1736）に土地の庄屋、年寄、百姓たちが相計り伊勢神宮の参拝を目的に『伊勢講』を作り、伊勢皇大神宮を詣で分靈をお受けして祭祀としたのを初めとするとしている。8代將軍徳川吉宗公が將軍に就任するとともに伊勢の橋爪源太郎が幕命を受け享保2年（1717）鷹匠として就任、居を不入斗に

構え、その菩提は円能寺にあるというが、神明社は幕命により円能寺の別当するとこころとなっており、明治5年（1872）の神仏混淆の禁令により円能寺の管理下を離れ、神明社は伊勢を意味していたので神社ではあるが区内唯一冠称を付け『神明山 天祖神社』と名をあらためた。

伝承によると、境内社殿脇に大きな松があったが、徐々に枯れ大正6年（1917）10月の台風で倒れたが、この松は平安末期の寛治5年（1091）末頃、鎮守府將軍の八幡太郎義家が後三年の役に奥州征伐に赴くに当たり駒を止め、鎧を掛けて土地の風景を眺め、暫し背を拭いとったということで、「八幡太郎鎧掛けの松」と古来伝承され、その孫松の大きな切り株（直径161cm）は当社拝殿の中に大切に保管されている。

なお、当時はお社から眺める風景は田園、海岸、遠くは房総まで一望のもとに見渡せ、安永の大橋方長の著作『武藏演路』、天保の長谷川雪旦の『江戸名所図会』や初代歌川広重の『名所江戸百景』『絵本江戸土産』などにも八景坂鎧掛け松とし描かれている。



この他、境内には正一位伏見稻荷神社、庚申供養塔などがある。

次の目的地に行くには再び池上通りに降りなければならないが、急な石段は危ないので社務所で聞くと、左側の出口を出て右へ行くと比較的楽に降りられるというので、神社の裏を回る形をとて再び池上通りに降りた。八景坂をさらに登っていくと右手に「大森貝塚」の標識があるのでホテルの脇を右にJR線に向かって入っていくと、途中に発見者アメリカの動物学者E・S・モースの壁像と発見当時の歴史が刻まれている。



大森貝塚

明治10年（1887）モース博士により日本考古学上最初の科学的な発掘調査が行われた遺跡で、貝塚からは縄文時代後半、すなわち約3500年前の縄文土器などの遺物が出土し、昭和30年（1955）に国の史跡に指定されている。

史跡入口の反対側の道路上に「中世道路発見の地」の立札がみられる。ここは山王1丁目6番地に当り、平成13年（2001）ビル建設前の発掘調査の結果、長さ15.5m、幅3.8mの道路跡がこの池上通り（バス通り）に沿って発見されている。室町時代の土器が出土しているため、中世の道路跡と考えられている。

さらにその路面下からは奈良時代の須恵器（すえき、日本古代の陶器）が出土しており、大田区では古代東海道の大井



中世道路跡発見札

の駅に至る駅路（宿場から宿場をつなぐ道）を踏襲していたものとも考えている。すなわち、池上通りは江戸時代の池上道であり、中世の鎌倉街道に関するものとしている。すでに述べたように八景坂の意味は坂上からの眺めがすばらしく八勝景にも選ばれたことから付けられたといわれる。



日枝神社

そのままに日枝神社がある。祭神は大山咋命（大山くいのかみ）で、近江の国比叡山麓にある日枝神社の祭神・山王権現を勧請したもの。もと新井宿村の名主・酒井権左衛門の庭内社であった。延宝5年（1677）円能寺が別当となり明治初年まで同寺の管理下にあった。この頃は山王権現、山王社、山王様と呼ばれていた。古来より安産・子育て・縁結びに靈験あらたかと言われていいいる。

（この項終わり。明）

## 事務局だより

国内処理施設見学研修会でのお話を一つ。岩手県の「いわてクリーンセンター」を視察しましたが、それが終了し、夕食になる前の一関市内にある「蔵元レストラン世嬉の一」での試飲で酒の飲み方を教わりました。

「せきのいち」と読みますが、閑院の宮様に「世の人々が喜ぶ一番の酒をつくりなさい」ということで命名されたそうです。その飲み方ですが、まずお猪口に酒を注いだときの香りを上立香(うわだちか)、その酒を少し舐めるようにして飲むときの香りを含み香、飲み込んだ酒が喉ごしを通るとき鼻の奥で嗅ぐ戻り香、の3つの香りをゆっくりと楽しみながら飲むのが本当の飲み方だそうです。実際どのようになるのか、さぞかしあいらしいだろうと家でやって見たところ、何となく香りはするものの、やっぱり味だということになり、飲みすぎてしまいました。辛口、甘口はわかりますが、香りとなると結構難しい。皆さんも試してみてください。試す時間は、朝というか午前中、10時頃

## 編集後記

お彼岸を境に急激な気温の低下となっています。季節の変わり目の際には特に体調の維持に心掛けて頂ければ幸いです。

今年の自然災害には凄まじいものがあります。今後も新たな災害が到来するかもしれませんので引き続きの警戒、対応への準備に怠りがないようにして下さい。原因はああでもない、こうでもないと騒がしいようですが、発生していく現象には対処せざるを得ません。どうか、毎度申し上げていますように、先人の教えを十分に学んでいざという時に備えて下さい。

協会の活動も秋の気配とともに活発化してきています。各委員会・部会が主催する講習会等の開催回数も増加しています。事務局から、それら催しに関して、事前に案内申し上げています。どうか、皆様の積極的なご参加をお願い致します。

毎年申し上げていますが、秋は収穫、文化、芸術、スポーツ、食欲など四季のうちで最も行動が

が味、香りとも見分けられるそうです(国税庁の方のお話)。私が飲んだ時間は夕方でしたので、少し違うのかもしれません。午前中飲んでみようという方は、その日は外出しないようにしてください。危ないですから。

今回平泉にも立ち寄りましたので、もう一つ、お話があります。「金色堂」というお酒のラベルにも書いてありますが、(勿論、金色堂の近くに芭蕉の銅像があり、句碑もありますよ)、芭蕉の句がありました。「さみだれの降り残してや光堂」。自分で詠んだ感じを思い浮かべながらの酒もおいしいのではないかでしょうか。でも、ほどほどに。

金色堂は、平泉中尊寺の代表的文化財ですが、世界遺産にも指定されたばかりで多くの見学者で賑わっていました。1124年、初代藤原清衡が建立、黒漆を塗り、その上に金箔が重ねられ、光り輝く様は何とも言いようがなく、その豪華さに圧倒され、しばらく立ち尽くしてしまいました。皆様のご協力により思い出に残る研修会となりました。(井野)

活発となる季節です。今年は多くの災害が発生しているためか、華々しい宣伝がみられませんが、多くの催しはほぼ例年通りに行われています。日頃、興味のない分野に触れて頂くのも一考かと想います。発想に変化がでて、皆様のビジネスへ新たな試みが生まれてくるかもしれません。

収穫の秋が心配です。放射性物質の問題、水害による収穫の減少。例年は十分に秋を堪能して下さいと申しあげていますが、今年は十分に先のことを考慮して下さいと申し上げた方が良いのかもしれません。

熱し易く、冷め易い民族と言われることもあるようです。今後はそのようなことを言われないようになら、ないような民族になるべきではないでしょうか。発生した問題への対処についてはそのほとんどは長く時間の掛かるものです。問題が解決したのか継続しているのかをいつも確認していく必要があるのではないでしょうか。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2011 第254号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 報委員会  
発行所 法人東京産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail: [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

## 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上



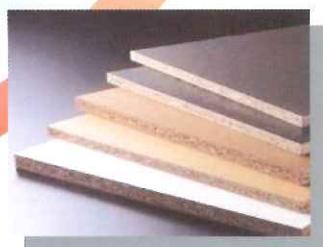
不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等  
に使用

パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方で下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたいたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます